

平成 26 年度 財団法人 都道府県会館事業計画

当法人は自然災害により被災した都道府県民の生活再建支援、都道府県行政の活動支援、その他地方自治の円滑な運営と進展に寄与する事業を行うことにより、災害による被害者の支援及び国政の健全な運営の確保に資することを目的とした団体である。

上記事業を今後も継続して行うため、当法人は平成 24 年 9 月 26 日、内閣府公益認定等委員会に対して公益財団法人への移行認定申請を行い、審査を受けている。

1 被災者生活再建支援法に基づく自然災害による被災者の生活再建支援事業 (公益目的事業 1)

当事業は、被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）に基づき、自然災害による被災者の生活再建支援のため、被災者生活再建支援金を支給する事業であり、当財団が全都道府県からの委託を受け、支給事務を行っている。

平成 26 年度においても、引き続き、東日本大震災をはじめ、支援法対象災害への支援金の迅速かつ適正な支給に努める。また、支援事業の円滑な執行のため、これまで通り市区町村、都道府県及び国との連携強化に努め、事業運営の一層の効率化を図る。

2 都道府県行政の円滑な運営と進展に資する活動を行う団体の支援事業 (公益目的事業 2)

当事業は、都道府県行政の円滑な運営と進展に資するため、地方自治振興基金より生ずる運用益を原資として、都道府県知事の全国的連合組織である全国知事会の活動を支援する事業である。

平成 26 年度も、全国知事会の事業のうち、地方行財政に関する事項を調査・研究する委員会の活動や、先進政策バンクの運営を通じた各都道府県の先進政

策事例の情報発信等、当法人の目的とする地方自治の円滑な運営に寄与するものに対し、支援を行う。

3 都道府県会館の管理運営事業（公益目的事業3及び収益事業1）

（1）事務所の提供（公益）

当会館は、各都道府県東京事務所や全国知事会、全国都道府県議会議長の事務局、その他公益財団法人等に対し、事務所の提供を行っている。併せて都道府県に対しては、情報発信の場として共用部分のショーウィンドウや地下連絡通路のポスター設置スペースを提供している。

なお、近隣の相場より低廉な価格で事務所を貸し出すとともに、適切な執務環境を整備し、各団体の連携や効率的な運営に貢献できるよう、当会館の維持管理経費の一層の節減を図りつつ、会館内の各種設備等の修繕工事等を適宜実施していく。

（2）入居団体への会議室の提供（公益）

会館内にある大・中・小合わせて11の貸会議室について、会館の入居団体に対し、近隣施設の会議室よりも低廉な価格で優先的に貸し出すことにより、東京都における活動支援を行う。

（3）外部への会議室の提供（収益）

上記（2）の貸会議室について、会館の入居団体の利用がない時間帯については、広く一般に貸し出しを行う。

（4）民間テナント業者への店舗貸し付け（収益）

会館内に民間テナント業者による郵便局、銀行CDコーナー、飲食店等を設置し、概ね800人を数える会館入居者や会議室利用者の他、近隣住民や近隣在勤者の利便性向上を図る。

（5）その他

竣工から15年が経過する当会館の適切な管理・運営のため、防災設備、熱源設備、災害時の業務継続のための設備等の整備を順次実施する。

4 都道府県有財産の損害に対する相互救済事業（公益目的事業4）

（1）建物共済事業

当事業は、昭和27年に発足して以来、当初の火災共済制度から風水災害にも対応できる建物共済制度として、制度の充実を図ってきた。

平成26年度においても、引き続き、災害共済金等の迅速かつ適正な支給に努めることとし、以下のことがらを実施する。

① 事業の安定化等について

平成23年度に専門調査機関に委託した災害リスク分析調査結果を踏まえた当事業に関する提言書に基づき、引き続き災害に対するリスク軽減策等の検討を行うこととするとともに、地震発生時の津波、ゲリラ豪雨などによる水災についてもリスク調査を専門調査機関に委託し、当事業の健全性の向上と運営の一層の安定化に資する。

また、都道府県の要望に対応しつつ、制度の有用性の向上を図るため、災害共済事業運営協議会、災害共済業務担当課長会議を開催するとともに、担当者の資質向上を図るため、全国管財主管課担当者研修会の開催について支援を行う。

② 災害見舞金事業等について

平成23年3月11日に東日本大震災が発生し、18団体2300件余の被害があった。このうち、未だ請求されない物件については、時効（3年）を半年間延長するとともに、引き続き、少額の被害については請求手続きの簡素化を図りながら災害見舞金を迅速に交付する。

③ 共済制度の周知、共済システムの改善等について

建物共済への加入について、ア 平成27年度から建物の判断基準の簡素化及び構造区分の見直しを行うこと、イ 風力発電、太陽光発電に関する発電設備についても加入対象としていることを周知する。

また、制度改正に伴い、新しい構造区分に合わせた級別の変更など現行システムの改修を行うとともに、都道府県からの要望等を踏まえた機能の検討・改善も行い、都道府県担当課の負担の更なる軽減を図る。

(2) 機械損害共済事業

当事業は、昭和 45 年に発足して以来、民間損害保険では補償対象とされなかった洪水等の被害にも対応できる水力発電用機械の共済制度として、制度の充実を図ってきた。

平成 26 年度においても、引き続き、災害共済金等の迅速かつ適正な支給に努めることとし、以下のことがらを実施する。

① 事業の安定化について

台風によるリスク分析に加えて、ゲリラ豪雨などによる水災についてもリスク調査を専門調査機関に委託し、リスクへの耐性を検証するとともに、当事業の健全性の向上と運営の一層の安定化を図る。

② 事業の適性化について

また、事業の実施状況等の情報共有等を通じ、事業運営の適正化を図るため、機械損害共済業務調査員会議を開催する。